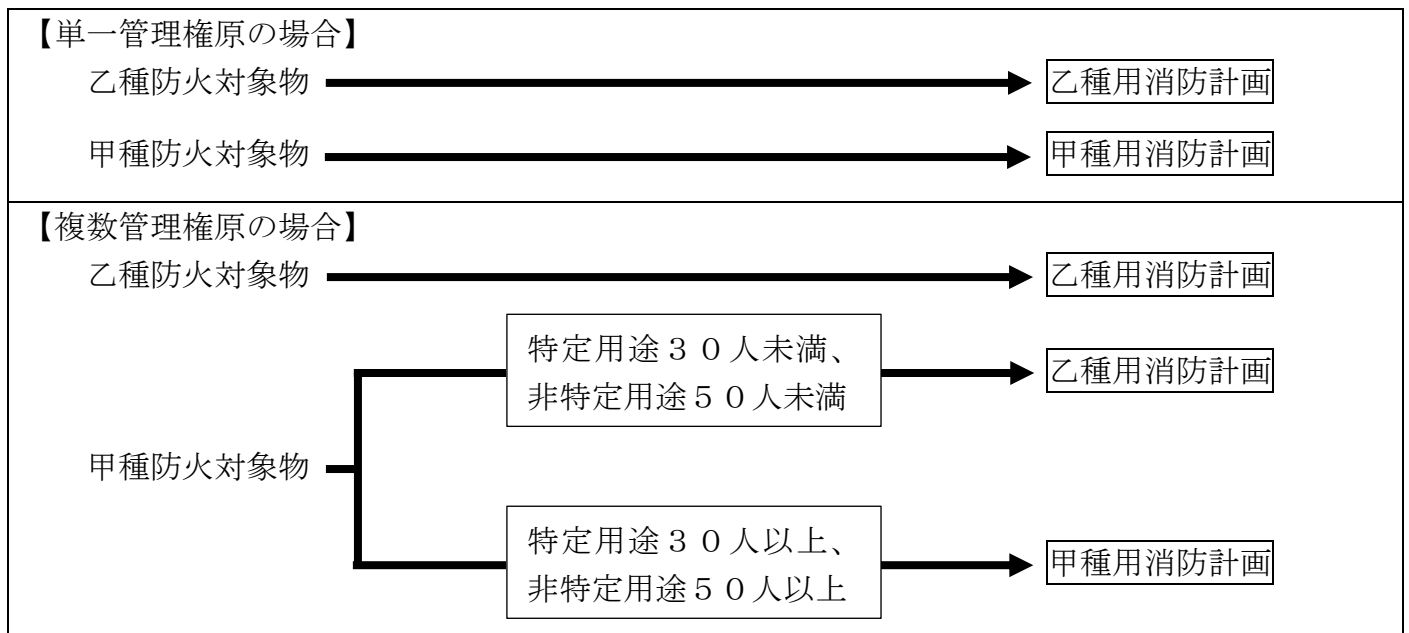


消防計画作成基準フロー



甲種防火対象物と乙種防火対象物

区分	甲種防火対象物						乙種防火対象物		
用途	特定防火対象物		非特定防火対象物	新築の工事中の防火対象物			建造中の旅客船	政令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ・ハ・ニ、(9)項イ及び(16)項イ、(16の2)項に掲げる防火対象物(※を除く。)	
	政令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ・ハ・ニ、(9)項イ及び(16)項イ、(16の2)項に掲げる防火対象物(※を除く。)	政令別表第1(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(※に限る。)							
建物全体の延面積等	300 m ² 以上	—	500 m ² 以上	地階を除く階数が11以上かつ10,000 m ² 以上	50,000 m ² 以上	地階の床面積の合計が5,000 m ² 以上	甲板数が11以上	300 m ² 未満	500 m ² 未満
建物全体の収容人員	30人以上	10人以上	50人以上	50人以上				30人以上	50人以上
選任資格	甲種防火管理者						甲種又は乙種防火管理者		

※ (16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの